② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵ 構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成22年11月15日において次の条件を満たすものとする。

① 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成８年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

・単体又は特定建設工事共同企業体の代表者として、ダム施設改良工事に係る鋼製仮締切設備又はダム用高圧ゲート設備（但し、バルブ・取水設備を除く）を自ら製作し、据付した工事の施工実績を有すること。

※高圧ゲートとは設計水深25m以上のものをいう。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「鶴田ダム上流仮締切設備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

横瀬貯油所⑿駐機場整備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成22年10月15日

支出負担行為担当官
九州防衛局長　廣瀬　行成

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

1　工事名　横瀬貯油所⑿駐機場整備工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　長崎県西海市

3　工事概要　本工事は、以下の工事を行うものである。

［横瀬貯油所］（長崎県西海市）

・コンクリート舗装工事（Ａ地区（山側）約34,000㎡、Ｂ地区（海側）約20,000㎡）
・雨水排水工事（自由勾配側溝　約900m、ボックスカルバート　約400m等）
・給水工事（消火配管等　約2,300m）
・防風壁工事（Ｈ＝2.5～7.0m　Ｌ＝約400m）

工期　平成24年２月28日まで

ただし、Ａ地区については、平成23年12月20日まで

4　競争参加資格審査申請書の交付

⑴ 交付期間　平成22年10月15日から平成23年１月17日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵ 交付場所　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州防衛局総務部契約課　電話092―483―8829

⑶ その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

5　申請書の提出

⑴ 提出期間　平成22年10月15日から同年11月５日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。なお、平成22年11月６日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。

⑵ 提出場所　上記４⑵に同じ。

⑶ 提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）によるものとする。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成21・22年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記６⑵アの要件を満足する工事の施工実績を記載したもの）

⑷ その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成22年10月15日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴ 特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、特定建設工事共同企業体の代表者については1,100点以上であること（代表者以外の構成員も同様とする。）。